

## 京都クレスト・スキー・クラブ 規約

### 第1章 名称

- 第1条 本会は、京都クレスト・スキー・クラブという。  
第2条 本会は、連絡場所を会長宅におく。

### 第2章 目的および事業

- 第3条 私達は、スキーを通じて秩序ある社会人として有意義な人生を送る為に、生活の向上と健全な心身を育成することに尽力する。  
第4条 私達は、前条の目的達成の為に、次の事業を行う。  
(1) 会員の親睦の為に、各種リレーションの企画および参加。  
(2) クラブおよび会員に有益な事業への参加。

### 第3章 会員および資格

- 第5条 第2章第3条の主旨に賛同し、スポーツを愛する明朗活発な男女で年齢を問わない。ただし、18才未満の者（ジュニア）が加入する場合は、その両親のいずれかが会員であること。  
第6条 会員になる場合は、会員2名以上が推薦し、総会の半数以上の賛成を必要とする。  
2. 会員以外でも、当クラブの行事に参加することができる。

### 第4章 権利および義務

- 第7条 会員は、平等に権利および義務をもつ。  
(1) クラブ行事には積極的に参加する。  
(2) 役員に選出され、これを就任する。  
(3) 会の規約を遵守し、正常な発展に協力する。  
(4) 規約による会議に出席し、決議に参加し、その決定に従う。  
(5) 会員は、会費を納入する。  
(6) 各資格検定の受験には、会長の承認を必要とする。

### 第5章 会議

- 第8条 総会  
(1) 総会は、クラブの最高議決機関で、全会員をもって構成し、年1回会長は、これを招集する。ただし、幹事会または全会員の過半数以上の要求がある時は、臨時に総会を開かねばならない。  
(2) 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。  
(3) 総会の運営は、幹事会が当たる。  
(4) 総会における評決は、原則的に出席者の2分の1以上の賛成により成立する。

### 第9条 幹事会

- (1) 幹事は、会長の招集により会議を開く。原則として例会の前月に行うものとする。  
(2) 会長および幹事の要請のある場合は、臨時に開く。  
(3) 評決は、原則として過半数をもってする。  
(4) 規約改正は原則として幹事会が総会に提案する。  
(5) 各種行事を立案し、これを運営する。

### 第6章 役員および任務

- 第11条 クラブに次の役員をおく。  
(1) 会長 1名  
(2) 副会長 1名  
(3) 幹事 4名（会計を含む。）  
(4) 連盟評議員 2名（幹事との兼務可）  
2. 幹事については、2名までの追加ができるものとする。

### 第12条 役員

- 役員の任務は次のとおりとする。  
(1) 会長は、クラブを代表し会務を統括する。  
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。  
(3) 会計は、クラブの会計事務を処理する。  
(4) 幹事は、幹事会を構成・運営し、会長を補佐する。

### 第7章 役員選出

- 第13条 役員は、毎年総会で改選する。  
(1) 役員選出事務は、前期役員全員でこれにあたる。  
(2) 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。  
(3) 役員に欠員が生じた場合は、補欠を役員外の会員より選出する。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2. 第11条2項に定める追加2名の幹事については、幹事会で選出できるものとする。

### 第8章 会費

- 第14条 会費  
(1) クラブの経費は、会費その他の収入により賄う。  
(2) 会費は、年額1人 5,000円、夫婦会員は、1組7,500円とし、総会時に徴収する。ただし、ジュニア会員は免除する。  
(3) 会計は、毎年1回決算報告を行う。  
(4) 会計簿は、会員の要求により、いつでも縦覧に供する。  
(5) 会計の監査は、会長・幹事がこれにあたる。  
(6) 臨時支出については、幹事会において決定する。  
(7) 必要ある時は、幹事会の同意を得て、臨時会費を徴収する。  
(8) 新入会員は、入会金1,000円と年会費を納入する。

### 第9章 退会および除名

- 第15条 会員が次の各項のいずれかに該当する時は退会する。  
(1) 退会を希望し、幹事会の承認を得た場合。  
(2) 死亡した場合。  
第16条 会員が次の各項のいずれかに該当するときは除名する。  
(1) 正当な理由なしに、会費を2年以上滞納した場合。  
(2) 正当な理由なしに、定例会に1年以上出席しない場合。  
(3) 故意にクラブの秩序を乱し、クラブの体面を著しく汚した場合。  
2. 除名された会員の他クラブへの移籍手続きは行わない。

### 第10章 改正

- 第17条 規約を改正する時は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

### 附 則

1. この規約は、昭和56年5月10日より改正施行する。  
2. この規約は、平成12年10月1日より改正施行する。  
3. この規約は、平成16年10月3日より改正施行する。  
4. この規約は、平成19年10月14日より改正施行する。